三重県精神保健福祉士協会構成員の休会に関する規程

2019年6月2日制定

(目的)

第1条 この規程は、三重県精神保健福祉士協会(以下「本協会」という。)構成員規約第5条の規定に基づき、本協会構成員(以下「構成員」という。)の休会に関して必要な事項を 定めることを目的とする。

(休会理由)

第2条 構成員は、次の各号の理由により、休会することができる。

- (1) 海外への留学・勤務・移住
- (2)長期病気療養
- (3) 出産・育児・介護休暇
- (4) その他役員会において承認された理由

(期間)

第3条 休会期間は、年度単位とし、役員会において休会が承認された日の属する年度の翌年4月1日から2年度を限度とする。ただし、特別な理由がある場合、役員会の承認を得て、2年度を上限として休会を延長することができる。

(条件)

第4条 構成員は、次の各号の条件を満たし、毎年4月1日から3月末日までの間に開催される役員会において休会の承認を得た者とする。

- (1)役員会が定める休会届(様式1)に必要事項を記入し、休会しようとする年度の前年度1月末日までに事務局に提出すること。
- (2) 休会しようとする年度の前年度までの会費が納入されていること。
- (3) 過去の休会から2年度以上経過していること。
- 2 休会の理由が第2条第1項第2号の規定に該当する場合、前項第2号の会費納入方法については可能な範囲で相談に応じるものとする。

(権利等の停止等)

第5条 休会する構成員は、休会中、構成員が有する権利や義務等に関して、次の各号の取り扱いを行う。

- (1)会費納入免除
- (2) 議決権の停止
- (3) その他構成員として有する権利や義務等の停止

(復 会)

第6条 休会中の構成員は、休会が終了する年度の11月末日までに、役員会が定める復会届(様式2)を事務局に提出することで、翌年度から復会することができる。

(休会延長)

第7条 休会中の構成員が休会延長を希望する場合は、休会が終了する年度の11月末日までに、役員会が定める休会延長願(様式3)を事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 休会中の構成員は、休会延長願が役員会で承認されなかった場合、復会届又は退会届を事務局に提出しなければならない。なお、その場合の復会届の提出期日は、休会が終了する年度末までとする。

(退会処理)

第8条 休会中の構成員から、休会が終了する年度の11月末日までに復会届又は休会延長 願の提出がなかった場合は、退会したものとみなす。

2 休会延長願が役員会で承認されず、休会が終了する年度末までに復会届又は退会届の提出がなかった場合は、退会したものとみなす。

(退 会)

第9条 休会中の構成員が退会する場合は、第7条第2項の規定により退会届を提出する場合を除いて、休会が終了する年度の11月末日までに退会届を提出しなければならない。

(改 盛)

第10条 この規程の改廃は、役員会の承認を経なければならない。

(細 則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、構成員の休会に関して必要な事項は、役員会の議 決を経て、別に定める。

附則

1 この規程は、2019年6月2日から施行する。

2 2 0 1 9 年度における休会は、 2 0 2 0 年 4 月 3 0 日までの間に開催される役員会において承認を得るものとする。